

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月30日

金曜日

号外(18)

目次

規則

○富山県介護保険法事務処理規則の一部を改正する規則	1
---------------------------	---

規則

富山県介護保険法事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月30日

富山県知事 石井 隆一

富山県規則第23号

富山県介護保険法事務処理規則の一部を改正する規則

富山県介護保険法事務処理規則（平成11年富山県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「施行法」という。）の次に「、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）」を加え、「。以下「政令」という。）及び」を「）、」に改め、「省令」という。）の次に「及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた省令（以下「旧省令」という。）」を加える。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 法第70条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項及び第115条の2第1項の規定による申請書 指定居宅サービス事業者（介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）指定（開設許可）申請書（様式第1号）

(2) 法第70条の2第1項（法第115条の11において準用する場合を含む。）、「第86条の2第1項、第94条の2第1項及び第108条第1項並びに旧法第107条の2第1項の規定による申請書 指定居宅サービス事業者（介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）指定（開設許可）更新申請書（様式第2号）

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「、第82条第1項」を削り、「第111条」を「第113条第1項」に改め、「第115条の5第1項」の次に「並びに旧法第111条」を加え、同号を同条第4号とし、同条第6号中「第82条第1項、第99条第1項」を「第99条第1項、第113条第1項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「第82条第2項、第99条第2項」を「第99条第2項、第113条第2項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「及び」の次に「旧法」を加え、同号を同条第7号とし、同条第9号中「第94条第2項」の次に「及び第107条第2項」を加え、「介護老人保健施設開設許可事項変更申請書」を「介護老人保健施設（介護医療院）開設許可事項変更申請書」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号中「第2項」の次に「並びに第109条第1項及び第2項」を加え、「介護老人保健施設管理者承認申請書」を「介護老人保健施設（介護医療院）管理者承認申請書」に改め、同号を同条第9号とし、同条第11号中「第98条第1項第4号」の次に「及び第112条第1項第4号」を加え、「介護老人保健施設広告事項許可申請書」を「介護老人保健施設（介護医療院）広告事項許可申請書」に改め、同号を同条第10号とし、同条第12号中「法」を「旧法」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

第3条第1項各号列記以外の部分中「法」の次に「及び旧法」を加え、「、指定居宅介護支援事業者」を削り、同項に次の1号を加える。

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第4条中「、第85条」を削り、「第115条」を「第114条の7」に改め、「第115条の10」の次に「並びに旧法第115条」を、「省令」の次に「及び旧省令」を加える。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

指定居宅サービス事業者

介護保険施設

指定 (開設許可) 申請書

指定介護予防サービス事業者

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

申請者 名称

代表者氏名

印

介護保険法第70条第1項 (第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項、第115条の2第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者 (介護保険施設、指定介護予防サービス事業者)に係る指定 (許可)を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 ー) 県 郡市	
	連絡先	電話番号		F A X 番号
	法人の種別			
	代表者の職、氏名及び 生年月日	職名	フリガナ ----- 氏名	生年月日
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 郡市		
事業所 (施設) の名称				
事業所 (施設) の所在地		(郵便番号 ー) 県 郡市		
同一所在地において行う事業の種類	実施事業	指定 (許可) 申請をす る事業の事業開始予定 年月日	既に指定 (許可) を受け ている事業の指定 (許可) 年月日	
	訪問介護			
	訪問入浴介護			
	訪問看護			

- 1 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「株式会社」等の別を記載すること。
- 2 「実施事業」欄は、該当する欄に○印を記載すること。ただし、介護保険法第72条の2（第115条の2の2）の規定により共生型居宅（介護予防）サービス事業者の特例を受けようとする場合は、該当する欄に「共生型」と記載すること。
- 3 「指定（許可）申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載すること。
- 4 保険医療機関、保険薬局又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コードが付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード」欄に記載すること。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載すること。
- 5 指定（許可）を受けようとする事業所（施設）の種類に応じ、必要な書類を添付すること。
- 6 介護保険法第72条の2の規定により共生型居宅サービス事業者の特例を受けようとする場合は、5にかかわらず、富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第66号）に定める基準を満たしていることが分かる書類並びに現に指定を受けている事業者の指定通知書の写しを添付すること。
- 7 介護保険法第115条の2の2の規定により共生型介護予防サービス事業者の特例を受けようとする場合は、5にかかわらず、富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第67号）に定める基準を満たしていることが分かる書類並びに現に指定を受けている事業者の指定通知書の写しを添付すること。

様式第 2 号 (第 2 条関係)

指定居宅サービス事業者

介護保険施設

指定 (開設許可) 更新申請書

指定介護予防サービス事業者

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

申請者 名称

代表者氏名

印

介護保険法第70条の2第1項 (第86条の2第1項、第94条の2第1項、第108条第1項、第115条の11において準用する同法第70条の2第1項、旧介護保険法第107条の2第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者 (介護保険施設、指定介護予防サービス事業者)に係る指定 (許可)の更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ				
	名称				
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 ー) 県 郡市		
	連絡先		電話番号	FAX番号	
	法人の種別				
	代表者の職、氏名及び生年月日		職名	フリガナ 氏名	生年月日
	代表者の住所		(郵便番号 ー) 県 郡市		
事業所 (施設) の名称					
事業所 (施設) の所在地 (郵便番号 ー) 郡市					
同一所在地において行う事業の種類					
実施事業		指定 (許可) の更新年月日	既に指定 (許可) を受けている事業の指定 (許可) 年月日	現に受けている指定 (許可) の有効期間満了日	
訪問介護					

指定（許可）の更新を受けようとする事業所（施設）の種類

指定居宅サービス	訪問入浴介護				
	訪問看護				
	訪問リハビリテーション				
	居宅療養管理指導				
	通所介護				
	通所リハビリテーション				
	短期入所生活介護				
	短期入所療養介護				
	特定施設入居者生活介護				
	福祉用具貸与				
	特定福祉用具販売				
	施設	介護老人福祉施設			
介護老人保健施設					
介護医療院					
介護療養型医療施設					
指定介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護				
	介護予防訪問看護				
	介護予防訪問リハビリテーション				
	介護予防居宅療養管理指導				
	介護予防通所リハビリテーション				
	介護予防短期入所生活介護				
	介護予防短期入所療養介護				
	介護予防特定施設入居者生活介護				
	介護予防福祉用具貸与				
	特定介護予防福祉用具販売				

様式第 3 号 削除

様式第 5 号中「第 82 条第 1 項、」を削り、「第 111 条」を「第 113 条第 1 項」に改め、「第 115 条の 5 第 1 項」の次に「、旧介護保険法第 111 条」を加え、「（介護老人保健施設を除く。）の管理者」を「の管理者（介護老人保健施設及び介護医療院にあっては、知事の承認を受けた者に限る。）」に、

16	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携又は支援体制
17	福祉用具の保管又は消毒方法 （委託している場合にあっては、委託先の状況）
18	併設施設の状況等
19	役員の氏名、生年月日及び住所
20	介護支援専門員の氏名及びその登録番号

を

16	福祉用具の保管又は消毒方法 （委託している場合にあっては、委託先の状況）
17	併設施設の状況等
18	役員の氏名、生年月日及び住所
19	介護支援専門員の氏名及びその登録番号

に改める。

様式第 6 号中「第 82 条第 1 項、第 99 条第 1 項」を「第 99 条第 1 項、第 113 条第 1 項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

様式第 6 号の 2 中「第 82 条第 2 項、第 99 条第 2 項」を「第 99 条第 2 項、第 113 条第 2 項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

様式第 7 号中「第 91 条（ ）の次に「旧介護保険法」を加える。

様式第 8 号中「介護老人保健施設開設許可事項変更申請書」を

「介護老人保健施設

開設許可事項変更申請書 に改め、「第 94 条第 2 項」の次に
介護医療院
」

「（第 107 条第 2 項）」を、「、介護老人保健施設」の次に「（介護医療院）」を

加え、

申請に係る施設	名称
	所在地

を

申請に係る施設	名称
	所在地
施設の種類	1 介護老人保健施設 2 介護医療院

に改め、同様式の備考の 1 中「該当項目番号」を「施設の種類及び変更事項の欄については、該当項目番号」に改める。

様式第 9 号中「介護老人保健施設管理者承認申請書」を

「介護老人保健施設

管理者承認申請書 に、「第 2 項」を「同条第 2 項、第 109 条
介護医療院」

第 1 項、同条第 2 項」に改め、「による介護老人保健施設」の次に「（介護医療院）」を加え、

申請に係る施設	名称
	所在地

を

申請に係る施設	名称
	所在地
施設の種類	1 介護老人保健施設 2 介護医療院

に改め、同様式中備考の 2 を削り、備考の 1 を備考の 2 とし、同様式の備考の 1 として次のように加える。

- 1 施設の種類及び申請理由の欄については、該当項目番号に○を付すること。

様式第10号中「介護老人保健施設広告事項許可申請書」を

「介護老人保健施設
広告事項許可申請書 に改め、「第98条第1項第4号」の次に
介護医療院
」

「(第 112条第1項第4号)」を、「による介護老人保健施設」の次に「(介護医
療院)」を加え、

「

介護保険事業所番号																			
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

を

「

介護保険事業所番号																			
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

施設の種類の		1		介護老人保健施設
		2		介護医療院

」

に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 施設の種類の欄については、該当項目番号に○を付すること。

様式第11号中「介護保険法」を「旧介護保険法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県介護保険法事務処理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(高齢福祉課)

